

諫早市教育委員会議事録

令和2年第5回（4月定例）

令和2年第5回（4月定例）教育委員会

- 1 日 時 令和2年4月28日（火） 16時30分～18時20分
- 2 場 所 諫早市役所 8階 8-3会議室
- 3 出席者 教育長 西村 暢彦
委 員 秀島 はるみ
委 員 宮本 峻光
委 員 原田 裕介
委 員 山口 秀雄
- 4 会議に出席した事務職員
教育次長 高柳 浩二
教育総務課長 田島 正孝
学校教育課長 有谷 孝彦
生涯学習課長 佐藤 小百合
文化振興課長 諸岡 昌史
- 5 議題
報告第9号 臨時代理の報告について（諫早市少年補導員の委嘱を解くことについて）
報告第10号 臨時代理の報告について（諫早市少年補導員の委嘱について）
議案第9号 諫早市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則
議案第10号 諫早市障害児就学指導委員会委員の委嘱について
議案第11号 諫早市少年センター運営協議会委員の委嘱について
議案第12号 令和3年度使用中学校教科用図書採択に関する基本方針等について

議事録署名人の指名

原田委員と山口委員を議事録署名人に指名

議事録作成者の指名

藤本教育総務課長補佐を議事録作成者に指名

教育長職務代理者の指定

秀島委員を教育長職務代理者に指定

議事の非公開

報告第9号及び第10号、議案第10号及び第11号は、人事案件であるため非公開

議事録の承認

令和2年第4回（3月定例）教育委員会の議事録について
質問・意見なし
原案どおり可決

教育長等の報告の要旨

《教育長の報告》

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市立小・中学校の対応について
(1) 学年末休業日及び学年始め休業日の部活動について（通知）

資料1ページは、春休み期間中の部活動についての通知である。県の方針を踏まえて3月25日から再開している。再開については、保護者の承諾を得ること、健康観察記録表を毎回提出させることとし、臨時休業中に生徒の体力が

落ちていることを踏まえ、基礎体力の回復を目的とした。資料2ページ、3ページは関連資料である。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度当初等の対応について（通知）

資料4ページは、学校を再開するにあたっての文書である。4月6日から通常の教育活動を再開することとしたものであるが、始業式、入学式等については、卒業式同様、感染予防対策を講じた上で実施することとした。また、4月7日から10日までは、学校生活のリズムを取り戻す一週間と位置づけ、小学校は、給食ありの午前中授業とした。中学校は通常日課である。関連して、資料5ページは保護者あて通知、資料6ページは健康観察記録表、資料7ページ、8ページは家庭内での取り組みや注意事項を示したものである。

(3) 学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症に係る対応について（通知）

資料9ページは、小・中学校長にあてた通知であり、具体的な場面を想定して、Q&A、ガイドライン等を再度確認する旨通知したものである。

(4) 諫早市立小・中学校の臨時休業（休校）の考え方について

資料10ページは、4月1日に市内で感染者が1名発生したことにより、このような状況で4月6日から学校を再開してよいのかという不安の声も出ていたため、国が示した休校に関するガイドライン概要を、4月7日、保護者あて通知したものである。資料11ページは関連資料である。

(5) 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について

資料12ページは、感染拡大防止のため、他校との対外試合等交流を行わないよう、通知したものである。

(6) 子ども達へのお声かけや見守りについて（お願い）

資料13ページは、生涯学習課が作成し、町内会、健全育成会、少年補導員等に向けて、子ども達への見守りについてご協力をお願いしたものである。資料14ページは、そのお礼文書である。また、資料15ページは、休校の考え方について、地域の方にもお知らせしたほうがよいという考えから作成し、配布したものである。

2 緊急事態宣言に伴う対応について

資料16ページは、国の緊急事態宣言を受け、本市がとった対応を示したものである。

3 新型コロナウイルス感染防止に関して～校長先生方へのお願い～

別添資料として、小・中学校長あて標記文書で通知した。当該文書は、休校の対応について、改めて共通理解しておきたいことを通知したものである。項目としては、感染症対策は長引くこと、学校間の格差がないようにすること、児童生徒への細かい配慮、市として一丸となった対応を取ることを挙げている。

4 その他

本日（4月28日）午前中、県立学校は5月10日まで休校する旨県からメールがあった。市の対応をどうするかということになるが、本日（4月28日）15時から市の対策本部の会議があり、本市としては、県と同じく5月10日まで休校とすることとした。

県からのメールには、5月11日以降も特別措置法が続き、臨時休業を要請する可能性があると言われている。これは5月7日には分かることであるため、もし、5月11日以降も休業を要請するということになれば、5月7日・8日の2日間で子どもたちの学習の準備をし、5月11日に臨時登校を実施し、そこで、配付・説明ということになるかと思われる。

逆に5月11日以降、学校再開ということになれば、5月7日・8日の2日間で授業に向けての準備をすることができることから、休校期間を5月10日までと設定したところである。

《教育長の報告に対する質問・意見》

[委員]

書類上はどうなっているか知らないが、文部科学大臣が学校の臨時休業に対して、市町村に要請するつもりはない、県、市町で独自に判断してほしいと発言している内容をテレビで見た。現在、13の特定警戒都道府県以外の地域は感染者数が少なく、おそらく、このまましばらく同じ状態が続いていくと考えられる。感染が早かった地域、感染者が多い地域である13の特定警戒都道府県は集団免疫が広がるので落ち着いてくるが、それ以外の地域は時間差があるため遅れることになる。例えば諫早市の感染者が増え、警戒地域となった場合、感染者が落ち着いてきた都市部が同じような政策を取るかと考えた場合、当然取るわけがない。国が市町について独自判断でよいというのであれば、学校を再開していただきたいと考える。

[教育長]

県の要請の仕方による。県が独自で緊急事態宣言を出した場合は、当然県に従う形になると思うが、市町による検討、判断に任せる等の要請の仕方であれば、学校を再開したいと考えている。

[委員]

市の対策本部には、感染症の専門家はいるのか。

[教育長]

いない。

[委員]

それはなぜか。

[教育長]

消防署を含め、庁内のみで構成されたものである。健康福祉部は場合によっては、保健所の意見等を聞くこともある。

[委員]

感染症の専門家を少なくとも1人は置く必要があると考える。

[教育長]

対策本部の事務局に伝えておく。ご助言に感謝する。

[委員]

子どもの居場所について、4月23日から実質4日程度であったと思うが、家庭で過ごすことが困難で、登校していた子どもの実人数はどれくらいいたのか。

[教育長]

4月27日現在で、小学校15校で93名。このうち45名は、学童に行くまでの時間を過ごしていた。

《議 事》

- 1 議案第9号 諫早市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則
教育総務課長 説明
質問・意見なし
原案どおり可決

- 2 議案第12号 令和3年度使用中学校教科用図書採択に関する基本方針等
について
学校教育課長 説明
質問・意見なし
原案どおり可決

《教育総務課長の報告（項目ごとに関係課長から報告）》

- 1 令和2年度諫早市教育施策について

[委員]

6ページ⑤国際理解教育の推進について、過去何年かやってきて、やり方、時間のかけ方など効率を考えた場合、結果は出ているのか。また検討すべき点等見えているのか。

[学校教育課長]

特に小学校については、クラスルームイングリッシュ、英語を日常化させようということで、普段の授業でも「起立」ではなく「スタンド アップ」、授業を始める際も「レッツ スタート イングリッシュ」といった言葉を使いながら、英語を日常的に使用し、英語に慣れさせるといった取り組みを各学校で行っている。

効果等の測定は行ったことはないが、今後機会を見つけて成果があったかどうか調べていきたいと考えている。

[委員]

4 ページ「生き抜く力」を育てる教育の推進について、(1)－①－ア 教職員研修の充実に「教諭等としての資質の向上に関する指標」に基づいた教職員研修の充実とあるが、例えば音楽教室では、全国水準を守るために、本部のほうから指導主事に該当するような者による授業のチェックが行われるが、学校教育においてそのような仕組みがあるのかどうか。

[学校教育課長]

市教育委員会では、年間10校程度であるが学校訪問を行っており、授業を見せてもらって、それについての指導を行っている。また、校内の研修体制を整えるという意味で、メンター研修というものを行っている。これは、先輩が後輩に自分の授業を見せること等を通して、後輩を育てていくといった内容である。

[委員]

新人教育は当然必要だが、ベテランに対する教育も今後は必要になってくると考える。

[委員]

5 ページ (2)－②－ア いじめ不登校防止対策の推進について、現在、長期間の休校が続き、学校から遠ざかる子、あるいはゲームに依存する子などの問題等挙がってきていないか。

[学校教育課長]

中学校1年生になると不登校になる子どもが急増するため、重点項目として掲げている。その改善に向けて、少年センターと協力しながら取り組みを進めていく次第である。

2 長崎県市町村教育委員会連絡協議会総会及び長崎県市町村教育委員会合同研修会の中止について

《学校教育課長の報告》

- 1 令和2年度諫早市学級編成児童生徒数について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る年度当初の学校行事の対応について

《文化振興課長の報告》

1 令和2年度第1回文化財保護審議会について

《非公開議事》

報告第9号 臨時代理の報告について（諫早市少年補導員の委嘱を解くことについて）

生涯学習課長 説明

削除

了承

報告第10号 臨時代理の報告について（諫早市少年補導員の委嘱について）

生涯学習課長 説明

削除

了承

議案第10号 諫早市障害児就学指導委員会委員の委嘱について

学校教育課長 説明

削除

了承

議案第11号 諫早市少年センター運営協議会委員の委嘱について

生涯学習課長 説明

削除

了承

その他

教育総務課長

定例教育委員会の日程について説明

18時20分閉会